

特集テーマ：専門分野別評価の新展開

生 和 秀 敏

公益財団法人大学基準協会
特任研究員

○特集テーマ設定の背景

平成17年9月、中教審は「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—（答申）」を公表し、その中で、教育課程の組織的展開の強化による大学院教育の実質化と、大学院教育の質の保証による国際的通用性・信頼性の向上を、大学院の改革・改善の基本的考え方として提唱している。特に、人社系、理工農系、医療系の3つのワーキングが提案している大学院教育のあり方についての報告は、大学院が果たすべき役割と課題を端的に示している。

大学基準協会は、大学院の学位の質保証のためには、専門分野別評価についての検討が必要であるという認識から、平成19年度の文科省大学評価研究委託事業に申請し、平成20年3月、調査研究の概要を報告書「専門分野別評価システムの構築—学位の質保証から見た専門分野別評価のあるべき方向性について—」に纏めた。また、専門職大学院を対象とした専門分野別認証評価が制度化されたことを受け、大学基準協会でも、法科大学院、経営、公共政策、公衆衛生、知的財産の各分野での専門分野別認証評価を行っている。また、関連学会や職能団体等が、大学院修士課程を対象とした教育プログラムの認証という形で専門分野別評価を実施している例も少しずつ増えてきている。

一方、学士課程における専門分野別評価は、医療や技術者教育など学位の国際的通用性が強く求められている分野を除くと、まだ具体的な動きは見られていない。学士課程における教育は、特定分野の専門教育より、汎用性の高い基礎的能力の育成と教養教育に力点

を置くべきだと考える大学関係者が増えたせいかもしれない。あるいは、専門分野別評価の対象を、学部・学科等の教育組織とするのか、教育プログラムとすべきなのか、必ずしも明確でないことに起因しているのかもしれない。しかし、大学教育の質を保証するためには、大学全体を評価する機関別評価とは別に、教育の内容と水準を評価の対象とした専門分野別評価の必要性は、高等教育の国際化の中にあって、今後ますます増大するものと考えられる。

平成26年度現在、学部等に所属している学士課程の学生数は、約250万人であるのに対して、大学院の在籍学生数（修士課程・博士課程）は、その1割の約25万人にとどまっている。この点を考えても、日本の大学教育の質を向上させるには、大学院の整備・充実を図ること以上に、学士課程教育の質の向上が何よりも急務であることは異論のないところであろう。平成20年の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」の中で示された「学士力」は、学士課程修了段階における最低限習得すべき能力を例示したもので、一般的・共通的な学習成果のガイドラインとして注目されている。しかし、学部・学科等を中心に展開されている学士課程教育の質を実質的に向上させるためには、各専門分野ごとに、習得すべき学習成果指標の明確化と期待される成果と結びつく教育プログラムの開発を促す評価システムの構築、言い換えれば、学位の質に着目した評価システムの構築が必要である。

第二期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、「高度専門人材の育成に向けて、大学及び高等専門学校における分野別質保証の構築・充実に向

けた取組を促進する」ことが定められ、その具体的な準備として、日本学術会議に専門分野別評価に繋がる参照基準の策定を依頼することになった。各学術団体の活動を俯瞰できる立場にある日本学術会議は、大学教育の分野別質保証委員会を内部に設置し、国際的に通用性の高い英国高等教育質保証機構（QAA）の「学位に関するベンチマーク・ステートメント」を参考に、特定の分野に偏ることなく、わが国における学士課程における専門分野別の学士に関する参照基準の作成に着手してきた。これまでの検討の結果、一定の成案を得た専門分野については、随時、日本学術会議のホームページ上で公開されているが、主な専門分野に

ついでに参照基準は、ほぼ出揃ったと考えてよい。

しかし、同委員会でも強調しているように、学術団体が提案した参照基準をどのように利活用するかは、高等教育機関である大学や大学評価機関の判断と裁量に委ねられている。大学基準協会とその構成員である会員大学は、大学基準協会が行っている機関別認証評価と日本学術会議から示された分野別参照基準との関係を明確にした上で、大学の質の向上のために、この2種類の評価システムを、今後、どのように融合させるべきか、改めて考える必要がある。今回の特集テーマには、このような背景から設定したものである。